

# 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

## 第10回理事会議事次第（案）

平成24年5月16日（水）14:00～17:00

場所：県庁4階第3会議室

### 1 議 事

#### （1）事務局からの報告（資料1）

- ①白石からの寄付について進捗報告
- ②平成23年度サウジアラムコ基金の委託経費について

#### （2）各委員会からの報告（資料2）

- ①選挙管理委員会からの報告（選挙の日程や経過報告）
- ②企画委員会からの報告（牧野梓さんの助成に関する日程等の報告）
- ③助成事業の移植に関わる審査基準（移植WGより）

#### （3）規約改正（規約、細則、規則）（資料3）

- ①沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の体制の見直しと規約改正案（前回の理事会では引き続き議論するとなったので、前回の議論の続き。意見無ければそのまま総会の第5号議案に反映させる。）
- ②内部決裁等の整備

#### （4）第5回総会について（資料4）（次第と資料の承認）

- ①次第
  - 第1号議案：平成23年度活動報告
  - 第2号議案：平成23年度収支決算報告
  - 第3号議案：平成24年度事業計画（案）
  - 第4号議案：平成24年度収支予算（案）
  - 第5号議案：規約の改正
  - 第6号議案：選挙結果
  - 第7号議案：その他

#### ②資料

#### （5）平成24年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業（資料5）

- ①各種要領と要綱
- ②平成24年度助成事業スケジュール
- ③審査会メンバー

#### （6）その他

資料 1 : 事務局からの報告

資料 2 : 各委員会からの報告

資料 3 : 規約改正 (規約、細則、規則)

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の体制の見直しについて、組織体制の強化と協議会規約の見直しについて、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約改正 (案)

資料 4 : 第 5 回総会の次第と資料

資料 5 : 平成 24 年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援事業助成事業

## 役員名簿

役職	名前	出欠	
会長	中野 義勝		
副会長	西平 守孝	委任状	
理事	泡瀬干潟を守る連絡会	桑江 直哉	
	上里 幸秀		
	エコガイドカフェ	猪澤也斗志	委任状
	沖縄エコツーリズム推進協議会	平井 和也	
	沖縄県漁業協同組合連合会	賀数 基和	
	沖縄県自然保護課	富永 千尋	
	沖縄県ダイビング安全対策協議会	案納昭則	
	鹿熊信一郎		委任状
	梶原 健次		委任状
	環境省那覇自然環境事務所	小口 陽介	
	宜野湾の美ら海を考える会	具志堅 宗弘	×
	後藤 亜樹		
	コーラルクエスト	岡地 賢	委任状
	桜井 国俊		委任状
	沖縄リーフチェック研究会	安部 真理子	委任状
	NPO 法人グローイングコーラル	上原 直	
	渡嘉敷ダイビング協会	平田 春吉	
	中谷 誠治		委任状
	八重山サンゴ礁保全協議会	吉田 稔	
	WWF ジャパン	権田 雅之	
監査役	沖縄県衛生環境研究所	金城 孝一	
	沖縄県環境整備課	比嘉 隆	

○ : 出席 × : 欠席

## (1) 事務局からの報告

### ①白石からの寄付について（進捗状況）

理事会メーリングリストで、寄付の受け入れの承認済み。

覚書の内容：第9回理事会で確認。

寄付金受け入れ様式：第9回理事会で確認。

昨年11月上旬にカードが作成され、白石が代理店への営業を開始する予定であったがまだ行われていない。その後、昨年度11月中に覚書を締結するとのことであったが、まだ締結していない。

進捗が遅れている理由：(株)白石に確認したところ、他の寄付事業が先行して行われているため、その寄付事業手続きが終わり次第、サンゴ礁保全推進協議会と寄付事業を展開させていただきたいとのこと。

今後の対応：先行している寄付事業の手続きが終わり次第、再度依頼をするとのこと。時期についての回等はなかった(5/14電話にて確認)。

### ②平成23年度サウジアラムコ基金の委託経費について

第4回総会において、平成23年度予算案にある、協議会運営費や寄付金管理事務局経費などの曖昧な項目については、理事会での承認を得るという条件で承認されている。また、委託先については、第8回理事会において、事務局より、エコツーリズム推進協議会への委託を考えている旨の報告があった。

アラムコとの覚書締結や伝達式を予定していたため、委託先を早急に決める必要があった。当初事務局が予定していたエコツーリズム推進協議会には断られたため、運営委員会で話し合われた結果、沖縄県環境科学センターへ委託することとなった。第9回理事会の時点で、既に事業は始まっており、作業も行っていたが、環境科学センターからの見積りをもらったので、委託契約とその支出について以下の内容で承認をお願いした。

委託の内容：申請に関する事務、審査委員会に関する事務、会計事務、助成活動事務  
委託金額：575,400円

委託金額について、平成23年度の助成額に対して、委託費が高いと思われるので、環境科学センターと調整したところ、添付のとおりの見積りをもらった。改めて、以下の内容で承認をお願いしたい。

委託の内容：申請に関する事務、審査委員会に関する事務、会計事務、助成活動事務  
委託金額：403,200円

# 御見積書

平成24年5月14日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 中野 義勝 様

件名：平成23年度助成事業事務費(平成23年度10月～平成25年度3月)

合計金額：¥403,200-(消費税を含む)

下記のとおり見積もり致しますので、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

〒902-2111 沖縄県浦添市字経塚720番地  
一般財団法人 沖縄県環境科学センター  
代表理事 福村 圭介

TEL:098-875-1941

FAX:098-875-1943

項目	単価 (円)	数量	金額 (円)	摘要
1. 直接人件費				
・ 募集時	20,000	5	100,000	1名 × 5日
・ 助成期間	20,000	9	180,000	1名 × 0.5日 × 1年半
・ 報告時	20,000	3	60,000	1名 × 5日
2. 直接経費				
・ 資料印刷費	10,000	1	10,000	
小計			350,000	
3. 諸経費(10%)			34,000	直接人件費 × 0.1
小計			384,000	
調整金額				
税額			19,200	
合計(消費税含む)			403,200	

## (2) 各委員会からの報告

### ①選挙管理委員会からの報告（選挙の日程や経過報告）

現在の役員の任期は、平成 24 年 12 月 12 日までとなっています。

#### ●選挙に関するスケジュール

4 月 25 日：公示

5 月 11 日：立候補〆切（必着）

5 月 16 日：投票開始

5 月 31 日：投票〆切（必着）

6 月 17 日までに開票し、総会で承認

#### ●開票日と立会人

立会人 2 名を選出し、日程と会場を調整する。

### ②企画委員会からの報告（牧野梓さんの助成に関する日程等の報告）

ワークショップの日程：9 月 8、9 日

## ③助成事業の移植に関わる審査基準（移植 WG より）

## サンゴ移植活動審査基準（案）V1 2012/02/11

1. 移植に用いるサンゴは、特別採捕許可等の関係法令規則に基づいて採捕され、由来のはっきりしたものを使っている。
  - a. 試験研究の場合は特別採捕許可を受けている。
  - b. サンゴ移植活動の場合は、正規の手続きに従い採捕・養殖された種苗を用いている。
2. サンゴ礁生態系の遺伝的攪乱に配慮している。
  - a. 海外産のサンゴでない。
  - b. 移植先の海域からできるだけ近い海域のサンゴを使用している。
3. 地域の漁業協同組合などと調整し、理解を得ている。
4. 以下の項目などを考慮して移植場所を選定している。
  - a. サンゴ幼生の自然加入が少ない。
  - b. 赤土や過剰な栄養塩などの影響が少ない。
  - c. 移植するサンゴが元々生息していた環境と似た環境（水深，流れ，波当たり等）。
  - d. 高水温になりにくい環境（流れ，水深など）。
  - e. 移植時点で周囲にオニヒトデが少ない。
  - f. 移植したサンゴが，将来，幼生の供給源となる可能性がある。
5. 移植後のモニタリング（生存率や成長など）が計画されている。
6. 移植後の管理計画（海藻類の除去，オニヒトデ・魚類等の食害生物対策など）が組まれている。
7. サンゴ礁保全の普及啓発・広報（本助成活動の経過・結果・成果など）が含まれている。
8. たんなる集客目的のイベントではない。

なお、より詳細な情報につきましては、「沖縄県サンゴ移植マニュアル」を参考にしてください。

< <http://www3.pref.okinawa.lg.jp/site/contents/attach/19664/manual.pdf> >

## (4) 規約改正（規約、細則、規則）について

- ① 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の体制の見直しと規約改正案（前回の理事会では引き続き議論するとなったので、前回の議論の続き。意見無ければそのまま総会の第5号議案に反映させる。）

### 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の体制の見直しについて 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 運営委員会

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会は 2008 年に設立し、約 3 年が経ちました。協議会の方針で会費を取らず安定した活動資金がないこと、また、理事の皆さんをはじめ本業の合間での活動を中心に行っていることなどから、なかなか思うような活動ができない状況が続いておりました。

そのようなとき、サウジアラムコからの寄付や白石などの寄付が申し込まれ、協議会にとって新たな展開が期待できるように思います。また、このことは社会的な期待の現われであると同時に、協議会として重い社会的責任を果たす必要がでてきたことも意味していると思われました。

今回、協議会の新たな活動として、第 1 回目の助成事業を実施しましたが、協議会内部で十分な議論ができなかったことや協議会の体制について、これまで主だった活動がなかったために表面化しなかったいくつかの問題が顕著になりました。

そこで、今後の理事会、協議会の運営をスムーズに進めていくために、理事会の組織構成の明確化、規約・規則等の変更等に関する権限の所在の明確化、効果的に委員会を運営していくための体制の整備、監査員の役割の強化、事務局機能の強化などが必要であることから、組織体制を強化し、協議会規約の見直しを提案します。

さらに、協議会内部の決裁については、予算の支出、後援・共催以外に関する決裁の決まりがありませんので、新たな規定の整備を、助成事業については、今回、明らかになった問題等に対し、要綱・実施要領・募集要項などの規則の見直しも提案します。

### 運営委員会からの提案事項

- ・ 組織体制の強化と協議会規約の見直し
- ・ 協議会内部決裁に関する新たな規定の整備（第 10 回理事会は後援や共催に関すること）
- ・ 助成事業の要綱・実施要領・募集要項などの規則の見直し（議案 5）

### 前回までの流れ

前回の理事会（第 9 回）では、「組織体制の強化と協議会規約の見直し」について議論した。規約の修正は、理事会で決まった方針に従って運営委員会と事務局が準備した。今回の理事会（第 10

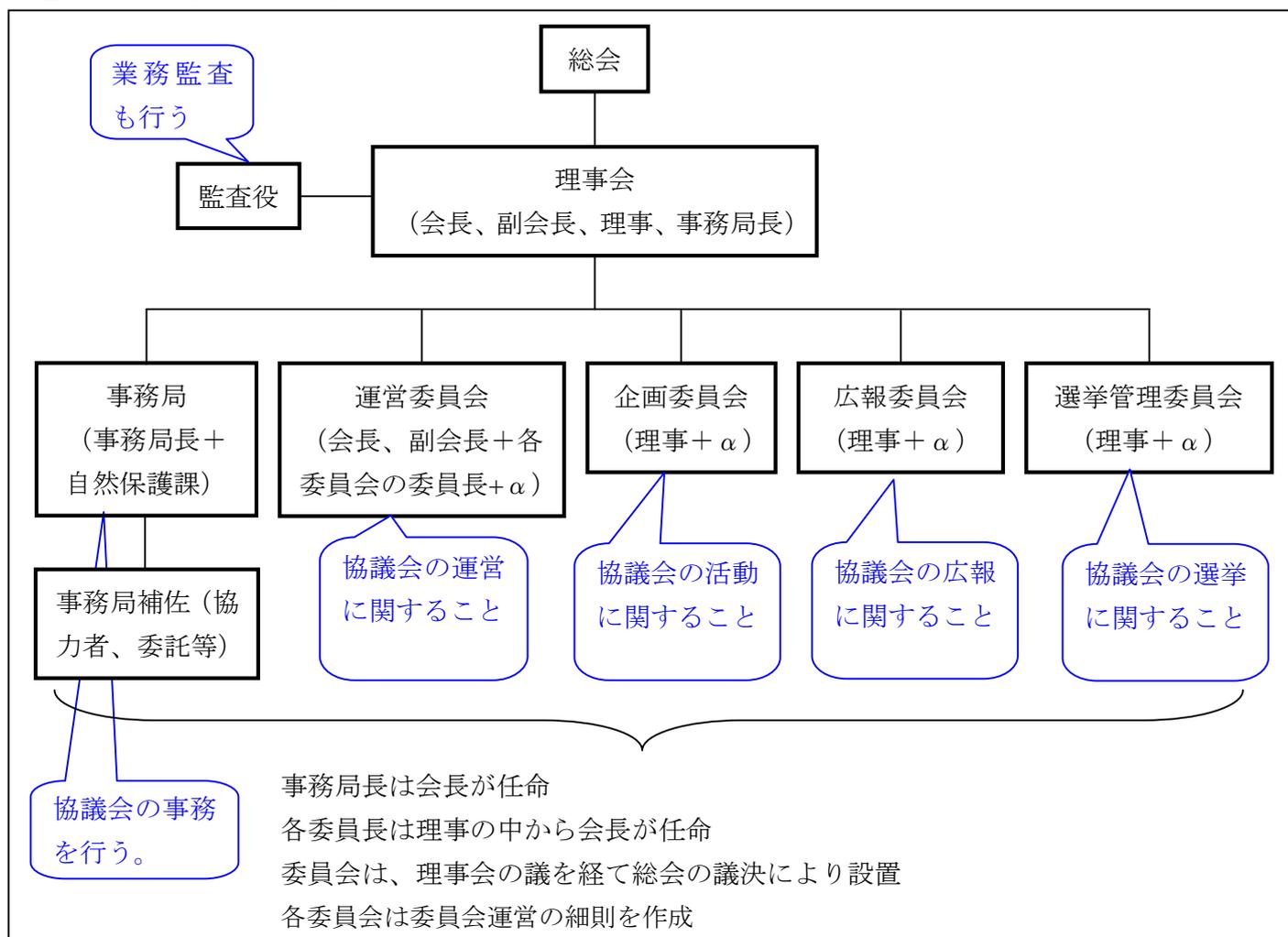
### 資料 3

回) では、共催・後援等の規則について、運営委員会と事務局で案を準備した。規約の改正は第 9 回理事会以降も引き続き議論をしていくこととなったため、今回も議案に含めた。また、規約の改正は総会の議決が必要なので、運用は総会后となる。助成事業については別の議案で議論する。

## 組織体制の強化と協議会規約の見直しについて

役割等が明確でないため、決定や議論がスムーズでない。そのため、理事会の組織構成の明確化、規約・規則等の変更等に関する権限の所在の明確化、効果的に委員会を運営していくための体制の整備、監査員の役割の強化、事務局機能の強化が必要。

### 組織体制のイメージ（案）



### 審議の流れ

1. 議案は各会の議長に提案する。委員会は細則に従う。
2. 議長は提案された議案を議案として審議するか判断する。  
議案を提案できる者は次の通り。  
総会：理事会（総会前）、会員？  
理事会：会長、副会長、理事、事務局長、監査役、委員長（理事）  
委員会：各委員会の細則に従う

### 活動の決定や支出等の流れ

協議会の活動計画、予算、規約の案は運営委員会で作成し、理事会で審議し、総会で承認する。総会で承認された計画や予算の範囲で、事務局や委員会が詳細を決定し活動する。事務局や委員会

は、適宜会長に報告し、承認をもらう。当初の計画や予算を超えて対応しなければならない事項が出てきた場合は、理事会で議論し審議する。

### 理事会や委員会の役割（赤は変更点、青はコメント）

名称	役割や仕事の内容	担当や委員長など
総会	<p>規約第 16 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 規約<del>及び規則</del>の制定または変更（規約のみに変更）</p> <p>(2) 事業報告及び収支決算</p> <p>(3) 事業計画及び収支予算</p> <p>(4) 役員を選任</p> <p>(5) 除名</p> <p>(6) 解散</p> <p>(7) その他理事会において必要と認めた事項</p>	<p>総会の議長は、会員の中から選出する。（第 15 条）</p>
理事会	<p>規約第 19 条 理事会は、次の事項を決議議決（用語の統一）する。</p> <p>2 総会に付議すべき事項</p> <p>3 総会が議決した事項の執行に関すること。</p> <p>4 諸規則の制定、及び改廃に関すること。</p> <p>5 その他会長が必要と認める事項</p>	<p>理事会の議長は、会長がこれにあたる。（第 18 条）</p>
会長 副会長 監査役	<p>規約第 14 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>3 監査役は、協議会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。（監査は業務も監査するように変更。）</p>	
事務局	<p>規約第 25 条より</p> <p>「第 15 条に規定する総会、第 18 条の理事会及び第 20 条の委員会の議事・進行に関する事項」、「その他協議会が付託する事項」</p> <p>第 1 回総会議案書より</p> <p>「理事会及び総会の開催に係る作業の補佐、本協議会で作成する各種文書の保管、会員の管理を行う。」</p> <p>→本協議会及び理事会の運営に関する事務を行う。必要であれば作業を他の者に依頼する。事務局長を置き、ある程度の決定権を持つようにする。</p>	<p>事務局長は会長が任命する。事務局は、沖縄県自然保護課。（第 24 条）</p>
運営委員会	<p>第 1 回総会議案書より</p> <p>本協議会及び理事会の運営を推進する。</p> <p>「運営に係る作業等については、協議会の中に運営委員会を設置して、同委員会と他の委員会及び理事会が協力しながら平成 21 年度の事業を推進することとしたい。」</p> <p>第 3 回理事会より</p> <p>第 3 回理事会資料 1 の「運営委員会の作業（案）」を参照。</p>	<p>会長</p>

	→本協議会及び理事会の運営に関する議論を行い、協議会の活動計画、予算、規約等の案を作成する。委員長を会長とし、ある程度の決定権を持つようにする。	
企画委員会	第1回総会議案書より 本協議会の活動に関する企画を行う。	委員長は理事の中から、会長が任命。 (第21条)
広報委員会	第1回総会議案書より 本協議会の広報に関する活動を推進する。	
選挙管理委員会	第1回総会議案書より 役員選挙及び会員の募集を推進する。	

### 協議会運営に関する事務（第3回理事会資料1をもとに作成）

事務局の作業
1. 会員の管理 会員への連絡（メール、文書の発送）、会員名簿の管理、入退会の手続き、問い合わせまたは依頼対応（メール、電話、FAX）、メーリングリストの管理、ホームページ（ブログ）の管理
2. 理事会、総会の開催 会議のアナウンス（開催通知の発送）、委任状の発送、会場の手配*（県庁の会議室の場合）、会議資料の印刷、会議の日程調整と役員の出欠確認、会場の準備、役員との調整（議事など資料の作成）、その他会議準備（旅費の支払い）、議事録の作成、会議資料の作成と説明（作成者）
3. 選挙に関わるもの 公示、立候補届などの発送、投票用紙、立候補者リストなどの発送、投票用紙の受け取り、会員名簿の作成・発送
5. その他 協議会文書の管理（規約、様式など）、お金の管理（口座の管理）、予算案の作成（監査準備含む）、協議会文書の作成（規約、様式など）

これらの作業は、全て事務局とし、必要であれば作業を他の者に依頼する。

二重線は削除、変更箇所は赤、青はコメント。

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約改正（案）

### 第 1 章 総則

#### （設置）

第 1 条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立趣意書（別紙参照）に基づき協議会を設置する。

#### （名称）

第 2 条 この協議会は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」と称する）という。協議会が正式に発足し、活動を推進する過程で所定の方法にて協議会の呼称を決定できるものとする。

#### （対象区域）

第 3 条 協議会がサンゴ礁保全に取り組む対象区域は、沖縄県全域（沖縄県内の陸域と海域）及び奄美群島までとする。

### 第 2 章 目的及び活動

#### （目的）

第 4 条 協議会は、対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うことを目的とする。

#### （活動）

第 5 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を基本に行うものとする。

- (1) 海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進する活動。
- (2) 地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進する活動。
- (3) サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援する活動。
- (4) 会員や地域などを対象に、サンゴ礁の保全に関する貢献等に対する表彰。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

### 第 3 章 構成と会員

#### （入会）

第 6 条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を運営事務局に提出し、会員となる。

#### （権利の停止）

第 7 条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。

- 2 協議会への参加の意思がないとは、総会開催の案内を送付後、総会参加の意思表示や委任状および議決権行使書の送付が 2 年間続けてない場合いう。

#### （退会）

第 8 条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

#### （除名）

第 9 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決に基

づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき

(2) 規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があったとき

**(会員資格の喪失)**

第 10 条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 辞任

(2) 死亡、失踪の宣告

(3) 会員が属する団体若しくは法人の解散

(4) 除名

## 第 4 章 役員等

**(役員)**

第 11 条 協議会に次の役員を置く。

会長 1 名

副会長 1 名

理事 20 名以内

監査役 2 名

**(役員を選任)**

第 12 条 役員は、会員の中から互選により選出する。

**(役員任期)**

第 13 条 役員任期は 2 年を基本とする。但し、平成 20 年 6 月 28 日に選出される役員任期については、次の総会までとする。また、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、他の役員残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは職務を遂行する。

**(役員職務)**

第 14 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 監査役は、協議会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。**(監査は業務も監査するように変更。)**

## 第 5 章 総会、理事会、委員会等

**(総会)**

第 15 条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、事業年度開始後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認め、理事の 5 分の 3 以上から請求があったとき開催する。

4 総会は会長が招集し、総会の議長は、会員の中から選出する。

**(総会の議決事項)**

第 16 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約 ~~及び規則~~ の制定または変更 (規約のみに変更)
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 役員を選任
- (5) 除名
- (6) 解散
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

#### (総会の議決方法)

第 17 条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。

- 2 会員は総会において、各 1 票の議決権を有する。但し、前条第 5 号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。
- 5 総会の成立要件である会員の過半数とは、会員の総数から、第 7 条第 2 項で会員の権利を停止されている者を除いた会員の過半数とする。

#### (理事会)

第 18 条 理事会は、必要に応じて開催し、~~主任~~会長、副会長、理事、事務局長により構成する。

(理事会の構成を明記した。理事会に事務局長を置くこととした。)

- 2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。
- 3 理事会の議事は、~~出席した理事の~~出席者の 5 分の 3 以上により決する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 理事会に出席できない~~役員~~構成員は、所定の様式により他の出席理事へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。

#### (理事会の議決事項)

第 19 条 理事会は、次の事項を決議議決 (用語の統一) する。

- 2 総会に付議すべき事項
- 3 総会が議決した事項の執行に関すること。
- 4 諸規則の制定、及び改廃に関すること。
- 5 その他会長が必要と認める事項

#### (委員会)

第 20 条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。
- ~~3 委員会設置の議案は、会員より理事会に対して随時提出できる。~~

#### (委員会の運営等)

第 21 条 委員長は理事の中から会長が任命するものとする。(委員会と理事会の連携を維持するため。)

- 2 ~~委員会には委員長を置き、会員の互選により選出する。~~委員会は会員の有志により構成される。

- 3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。
- 4 委員会の~~構成員並びに委員長の任期などの規定、運営は当該委員会による。~~運営は当該委員会の細則による。（各委員会は細則を作成。）

#### （委員会の解散）

- 第 22 条 委員会は、当該委員会の議を経て理事会へ届け出た上、解散することができる。
- 2 委員会の解散に係わる規定は当該委員会による。

#### （公開）

- 第 23 条 協議会の会議及び委員会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。
- 2 協議会の会議及び委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
  - 3 協議会の会議及び委員会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。
  - 4 協議会の会議及び委員会の議事結果は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある項目を除き、要旨をとりまとめて議事要旨とし、議長の承認を経てホームページ等で公開する。

## 第 6 章 運営事務局

### （運営事務局）

- 第 24 条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を~~以下の通り~~沖縄県環境生活部自然保護課に設置する。
- ~~(1) 平成 20 年 6 月 28 日から平成 21 年 3 月 31 日の期間は、沖縄県文化環境部自然保護課に運営事務局を置く。~~
- ~~(2) 上記の期間以降は、協議会の会議（通常総会及び臨時総会等）により運営事務局を決定する。~~
- 2 事務局長は、協議会会員の中から会長が任命する。（事務局長を設置し、理事会の構成員とする。）
  - 3 事務局長の任期は 2 年とし、再任は妨げない。
  - 24 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

### （運営事務局の所掌事務）

- 第 25 条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。
- (1) ~~第 14 条第 15 条~~（第 7 条を加えたときに、修正していなかった）に規定する総会、~~第 17 条第 18 条~~（第 7 条を加えたときに、修正していなかった）の理事会及び~~第 19 条第 20 条~~（第 7 条を加えたときに、修正していなかった）の委員会の議事・進行に関する事項
  - (2) その他協議会が付託する事項

## 第 7 章 補足

### （経費）

- 第 26 条 この協議会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

**(寄付金等)**

第 27 条 協議会はサンゴ礁保全の推進のために、寄付金を得ることができる。

- 2 寄付金の使途については、~~第 14 条~~第 15 条（第 7 条を加えたときに、修正していなかった）に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

**(会計年度)**

第 28 条 この協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

**(運営細則)**

第 29 条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、~~第 14 条~~第 15 条（第 7 条を加えたときに、修正していなかった）に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。

**(残余財産の帰属)**

第 30 条 この協議会が解散したときに残存する財産は、定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

**附則**

この規約は、平成 20 年 6 月 28 日から施行する。

この規約は、平成 20 年 12 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 6 月 14 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 6 月 18 日から施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 17 日から施行する。

## ②内部決裁等の整備

主催・共催・協賛・後援について、規程案を作成した。

### 主催・共催・協賛・後援等に関する規程（案）

#### 1. 目的

本規程は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」という）が関与する催しにおける本協議会関与の適否についての基準及び関与手続きを定めることを目的とする。

#### 2. 定義

- (1) 「主催」とは、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。
- (2) 「共催」とは、本協議会を含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。主体が本協議会を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛又は後援と比べて、その催しへの本協議会の関与度合いが強い場合をいう。
- (3) 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本協議会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義であるが協賛金等の費用負担を伴う場合があり、後援に比べて、その催しへの本協議会の関与度合いの程度が大きい場合に使用する。
- (4) 「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本協議会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

#### 3. 適否基準

##### (1) 主催及び共催

本協議会が催しを主催又は共催する場合には、規約第4条（目的）及び第5条（活動）に則っていることを基準として、個別に判断する。

##### (2) 協賛及び後援

会員、その他団体等が主催する博覧会、展示会、講演会、シンポジウム、セミナー、記念行事及び出版物等（以下「第三者主催の催し等」という。）に関して、協賛又は後援依頼があった場合には、次の①に掲げるいずれかに該当し、かつ、②に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

##### ① 承認することができる場合

- イ) サンゴ礁保全に貢献すると認められるとき。
- ロ) 本協議会会員にとって有益であると認められるとき。
- ハ) 本協議会の事業の目的及び内容に照らし、特に必要と認められるとき。

##### ② 承認できない場合

- イ) 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき。
- ロ) その運営方法が、公正でないと認められるとき。
- ハ) その他、本協議会の業務の目的及び内容に照らし、適当でないと認められるとき

## 4. 手続き

## (1) 主催

## ① 提案

本協議会会員は、催しの主催を提案することが出来る。提案先は会長とし、事務局に必要書類等を提出する。

## ② 承認

主催を承認するにあたっては、催し名称、組織委員会責任者名および捺印、開催趣旨、開催年月、開催地、組織委員候補者の名簿、開催規模（参加予定者数など）、他の団体との共催、協賛関係の有無、などからなる開催要項を作成し、事務局に提出し、理事会の承認を得て、準備活動を開始する。なお、時間的に切迫している等の特別な事情がある場合には、理事会メンバーによるメーリングリストでの承認によって、理事会の承認に代えることがある。

## ④ 組織編制

実行委員会や運営委員会などの組織を編成するにあたっては、本協議会のメンバーを積極的に参加させるべく、理事会は人選等に積極的に協力を行う。

## ⑤ 他団体の共催・協賛・後援

他の団体の共催、あるいは協賛を必要とする場合は、理事会の承認を得て、それを実施することが出来る。

## ⑥ 理事会への報告

承認を得た主催については、理事会が開催される都度、途中経過を報告する必要がある。また、会議終了後の理事会において、収支決算書を含む完了報告書を提出し、承認を得る必要がある。

## (2) 共催

## ① 提案

本協議会会員は、催しの共催を提案することができる。提案先は会長とし、事務局に必要書類等を提出する。

## ② 承認

主催団体からの依頼にもとづいて、共催を検討する場合には、理事会の承認を得る必要がある。その場合は、主催の場合と同様の開催要項を必要とする。なお、時間的に切迫している等の特別な事情がある場合には、理事会メンバーによるメーリングリストでの承認によって、理事会の承認に代えることがある。

## ④ 組織編制

主催の場合に準じる。

## ⑤ 理事会への報告

主催の場合に準じる。

## (3) 協賛

## ① 提案

本協議会会員は、催しの協賛を提案することができる。提案先は会長とし、事務局に必

要書類等を提出する。

② 承認

主催団体からの依頼にもとづいて、協賛を検討する場合には、理事会の承認を得る必要がある。その場合は、主催の場合と同様の開催要項を必要とする。なお、時間的に切迫している等の特別な事情がある場合には、理事会メンバーによるメーリングリストでの承認によって、理事会の承認に代えることがある。

④ 組織編制

当協議会のメンバーの参加については特に協議会としての支援を行わない。

⑤ 理事会への報告

主催の場合に準じる。

(4) 後援

① 提案

本協議会会員は、催しの主催を提案することが出来る。提案先は会長とし、事務局に必要書類等を提出する。

② 承認

主催団体からの依頼にもとづいて、名義の貸与、およびホームページなどでの広報活動への協力を行う。そのための承認は、会長が行う。

③ 予算

経費負担はないものとする。

④ 組織編制

当協議会のメンバーの参加については特に協議会としての支援を行わない。

附則

本規程は 年 月 日よりこれを施行する。

主催提案書

年 月 日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 会長殿

提案者の名称：

印

次の通り本協議会主催の行事を提案します。

行事の名称	
日時	
場所	
行事の趣旨及び内容	
行事責任者氏名	
共催者及び後援者 (予定者を含む)	
行事の運営に要する経 費の負担方法	
入場料金等(参加費・出 品料等を含む)徴収の有 無と対象別の料金の額	
事務連絡先	氏名： 住所： 電話：

## 共催提案書

年 月 日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 会長殿

主催団体の名称：

代表者の職・氏名：

印

次の通り行事の共催を提案します。

行事の名称	
日時	
場所	
行事の趣旨及び内容	
主催団体名 代表者名	
共催者及び後援者 (予定者を含む)	
行事の運営に要する経 費の負担方法	
入場料金等(参加費・出 品料等を含む)徴収の有 無と対象別の料金の額	
事務連絡先	氏名： 住所： 電話：

## 協賛依頼書

年 月 日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 会長殿

主催団体の名称：

代表者の職・氏名：

印

次の通り行事の共催を提案します。

行事の名称	
日時	
場所	
行事の趣旨及び内容	
主催団体名 代表者名	
共催者及び後援者 (予定者を含む)	
行事の運営に要する経 費の負担方法	
入場料金等(参加費・出 品料等を含む)徴収の有 無と対象別の料金の額	
事務連絡先	氏名： 住所： 電話：

## 後援依頼書

年 月 日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 会長殿

主催・共催団体の名称：

代表者の職・氏名：

印

次の通り行事を開催しますので、後援を依頼します。

行事の名称	
日時	
場所	
行事の趣旨及び内容	
共催者及び後援者 (予定者を含む)	
事務連絡先	氏名： 住所： 電話：

## 第 5 回沖縄県サンゴ礁保全推進協議会総会

平成 24 年 6 月 17 日（日）15:00～17:00

場所：沖縄大学 2 号館 2-306 教室

### 議 事 次 第 （案）

司会：自然保護課 渡嘉敷

1. 開会挨拶（会長 中野）
2. 議長選出（司会）
3. 総会成立の確認（事務局より出席者、委任状等による成立要件の報告）（議長）
4. 議事録署名人選出（議長）
5. 議事（議長）
  - 第 1 号議案（平成 23 年度事業報告）（事務局）
  - 第 2 号議案（平成 23 年収支決算報告）（事務局）（監査報告 監査役）
  - 第 3 号議案（平成 24 年度事業計画(案)）（事務局）
  - 第 4 号議案（平成 24 年度収支予算（案））（事務局）
  - 第 5 号議案（規約改正）（事務局）
  - 第 6 号議案（第 3 回選挙結果）（選挙管理委員会）
  - 第 7 号議案（その他）
6. 閉会（司会）

## 第 5 回 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会総会

日時 2012(平成 24)年 6 月 17 日(日)  
15 時 00 分～17 時 00 分  
会場 沖縄大学 2 号館 2-306 教室

### — 議案書 —

## 第 1 号議案 平成 23 年度活動報告

平成 23 年度は下記の内容について活動を実施。(詳細は参考資料参照)

- (1) 理事会及び総会の開催
- (2) 第 3 回わたしのサンゴ礁イメージ展の実施(環境フェアへの出展)
- (3) サンゴ礁保全活動実践交流会
- (4) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業
- (5) 後援、共催、協賛

後援:

- 2011 年 12 月 8 日 「海洋博研究センター サンゴシンポジウム サンゴの移植⑥ ―有性生殖と無性生殖による種苗生産技術―」
- 2012 年 2 月 12 日 「沖縄・生物多様性市民ネットワークアオサンゴ作業部会 海をまもる方法～海洋保護区について考えてみよう」
- 2012 年 3 月 22 日 「海洋博研究センター サンゴの分類と同定 2012」
- 2012 年 3 月 4 日 「沖縄生物・多様性市民ネットワーク アオサンゴ作業部会 自主ルールを用いて自然をまもる方法」

共催:

- 2011 年 11 月 6 日 日本サンゴ礁学会第 14 回大会公開シンポジウム「めざせ！ちゅら海―島人が取り組むサンゴ礁の保全・再生―」

協賛:

- 2011 年 9 月 17 日 八重山サンゴ礁保全協議会「海からの『御恩』と『御恩返し』」(即興演劇のインプロシアター)

- (6) 第 4 回美ら海写真展への出展
- (7) サンゴの日パネル展
- (8) ホームページの維持管理

平成 23 年度活動計画に挙げていたパネル作成は実施できなかった。

## 第 2 号議案 平成 23 年度収支決算報告

平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日までの決算は下記のとおりです。

## ● 収 入

1) 寄付	11,977,500 円
2) その他助成金等	100,000 円
3) 預金利息	1,366 円
4) 前年度繰越金	478,651 円

---

<b>収入合計</b>	<b>12,557,517 円</b>
-------------	---------------------

## ● 支 出

1) 活動費	72,214 円
2) 会議費	30,607 円
3) 旅費	331,180 円
4) 雑費	11,660 円
5) 協賛金	200,000 円
6) 助成金	500,000 円

---

<b>支出合計</b>	<b>1,145,661 円</b>
-------------	--------------------

## 支出詳細

活動費：わたしのサンゴ礁イメージ展実施費用、アジェンダ負担金、振込手数料など

会議費：サンゴ礁保全活動実践交流会会場使用料

旅費：理事会旅費、サンゴ礁保全活動実践交流会講師旅費、アラムコ社表敬旅費

雑費：表敬の際の土産など

協賛金：八重山サンゴ礁保全協議会

助成金：NPO 法人読山原（半額）、ニライ地区のサンゴを見守る会（半額）

※助成金に関しては、上記団体に平成 24 年度に残りの金額（50 万円）を、他の選定された団体に 90 万円を支出する予定です。

### 第 3 号議案 平成 24 年度事業計画(案)

平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日までの活動（案）は下記のとおりです。

- (1) 理事会及び総会の開催
- (2) 第 4 回わたしのサンゴ礁イメージ展の実施（環境フェアへの出展）
- (3) サンゴ礁保全活動実践交流会
- (4) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業
- (5) サンゴの日パネル展
- (6) ホームページの維持管理
- (7) 後援、共催、協賛
- (8) その他活動に必要な事項

## 第 4 号議案 平成 24 年度収支予算(案)

平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日までの予算(案)は下記のとおりです。

## ● 収 入

1) その他助成金等	100,000 円
2) 寄付	100,000 円
3) 前年度繰越金	11,411,856 円

---

<b>収入合計</b>	<b>11,611,856 円</b>
-------------	---------------------

## ● 支 出

1) 活動費	110,000 円
・サンゴ礁コンテスト	(50,000 円)
・アジェンダ 21 会費	(5,000 円)
・環境フェア出展費用等	(5,000 円)
・ホームページのメンテナンス	(50,000 円)
2) 会議費	50,000 円
3) 旅費	500,000 円
・理事会旅費	(400,000 円)
・シンポジウム等旅費	(100,000 円)
4) 通信費	4,000 円
5) 雑費	10,000 円
6) 助成金	4,400,000 円
・平成 23 年度助成事業	(1,400,000 円)
・平成 24 年度助成事業	(3,000,000 円)
7) 委託費	500,000 円
・助成事業(平成 23 年度および平成 24 年度)	(500,000 円)
8) 次年度繰越金	6,037,856 円

---

<b>支出合計</b>	<b>11,611,856 円</b>
-------------	---------------------

## 第 5 号議案 規約の改正

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会は 2008 年に設立し、約 3 年が経ちました。協議会の方針で会費を取らず安定した活動資金がないこと、また、理事の皆さんをはじめ本業の合間での活動を中心に行っていることなどから、なかなか思うような活動ができない状況が続いておりました。

そのようなとき、サウジアラムコからの寄付や白石などの寄付が申し込まれ、協議会にとって新たな展開が期待できるように思います。また、このことは社会的な期待の現われであると同時に、協議会として重い社会的責任を果たす必要がでてきたことも意味しています。

今回、協議会の新たな活動として、第 1 回目の助成事業を実施しましたが、協議会内部で十分な議論ができなかったことや協議会の体制について、これまで主だった活動がなかったために表面化しなかったいくつかの問題が顕著になりました。

そこで、今後の理事会、協議会の運営をスムーズに進めていくために、理事会の組織構成の明確化、規約・規則等の変更等に関する権限の所在の明確化、効果的に委員会を運営していくための体制の整備、監査員の役割の強化、事務局機能の強化などが必要であることから、組織体制を強化し、協議会規約の見直しを提案します。

### 第 5 - 1 号議案 規約の改正（第 14 条）

今まで監査役は会計の監査を行っていたが、監査役は業務も監査するように変更したい。ただし、業務を監査するという事は、規約通りに仕事が行われているかや、決裁事項はしかるべき審議を経ているかを監査することとする。

改正前	改正後
(役員の職務) 3 監査役は、協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。	(役員の職務) 3 監査役は、協議会の <u>業務及び</u> 会計を監査し、その結果を総会に報告する。

### 第 5 - 2 号議案 規約の改正（第 16 条）

理事会運営要綱や委員会運営細則など各会で改正や制定する規則と区別するため、総会で議決を経るものを規約としたい。

改正前	改正後
第 16 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 (1) <u>規約及び規則</u> の制定または変更	第 16 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 (1) 規約の制定または変更

**第 5 - 3 号議案 規約の改正（第 18 条）**

理事会の構成を明記し、事務局の強化や運営の円滑化を図るため、理事会に事務局長を置くこととしたい。

改正前	改正後
<p>第 18 条 理事会は、必要に応じて開催する。</p> <p>2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。</p> <p>3 理事会の議事は、<u>出席した理事の</u>5分の3以上により決する。</p> <p>4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>5 理事会に出席できない<u>会員</u>は、所定の様式により他の出席理事へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。</p>	<p>第 18 条 理事会は、必要に応じて開催し、<u>会長、副会長、理事、事務局長により構成する。</u></p> <p>2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。</p> <p>3 理事会の議事は、<u>出席者の</u>5分の3以上により決する。</p> <p>4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>5 理事会に出席できない<u>構成員</u>は、所定の様式により他の出席理事へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。</p>

**第 5 - 4 号議案 規約の改正（第 19 条）**

他の条項では「議決」となっているため、用語を統一したい。

改正前	改正後
<p>第 19 条 理事会は、次の事項を<u>決議</u>する。</p>	<p>第 19 条 理事会は、次の事項を<u>議決</u>する。</p>

**第 5 - 5 号議案 規約の改正（第 20 条）**

下記のとおり、第 3 項を削除したい。

改正前	改正後
<p>第 20 条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。</p> <p>2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。</p> <p>3 <u>委員会設置の議案は、会員より理事会に対して随時提出できる。</u></p>	<p>第 20 条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。</p> <p>2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。</p>

**第 5 - 6 号議案 規約の改正 (第 21 条)**

委員会と理事会の連携を維持するため、理事が委員長となるようにしたい。また、各委員会の運営強化を図るため、細則を作成するようにしたい。

改正前	改正後
<p>第 21 条 委員会は会員の有志により構成される。</p> <p>2 <u>委員会には委員長を置き、会員の互選により選出する。</u></p> <p>3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。</p> <p>4 委員会の<u>構成員並びに委員長の任期などの規定、運営は当該委員会による。</u></p>	<p>第 21 条 <u>委員長は理事の中から会長が任命するものとする。</u></p> <p>2 委員会は会員の有志により構成される。</p> <p>3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。</p> <p>4 委員会の<u>運営は当該委員会の細則による。</u></p>

**第 5 - 7 号議案 規約の改正 (第 24 条)**

事務局の強化や運営の円滑化を図るため、次のように修正したい。協議会の運営事務局を沖縄県環境生活部とし、事務局長を会長が任命することとし理事会の構成員としたい。

改正前	改正後
<p>第 24 条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を<u>以下の通り設置する。</u></p> <p>(1) <u>平成 20 年 6 月 28 日から平成 21 年 3 月 31 日の期間は、沖縄県文化環境部自然保護課に運営事務局を置く。</u></p> <p>(2) <u>上記の期間以降は、協議会の会議(通常総会及び臨時総会等)により運営事務局を決定する。</u></p> <p>2 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。</p>	<p>第 24 条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を<u>沖縄県環境生活部自然保護課に設置する。</u></p> <p>2 <u>事務局長は、協議会会員の中から会長が任命する。</u></p> <p>3 <u>事務局長の任期は 2 年とし、再任は妨げない。</u></p> <p>4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。</p>

**第 5 - 8 号議案 規約の改正 (第 25 条)**

第 7 条 (権利の停止) を加えたときに、修正していなかったため、修正したい。

改正前	改正後
<p>第 25 条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>第 14 条</u>に規定する総会、<u>第 17 条</u>の理事会及び<u>第 19 条</u>の委員会の議事・進行に関する事項</p>	<p>第 25 条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>第 15 条</u>に規定する総会、<u>第 18 条</u>の理事会及び<u>第 20 条</u>の委員会の議事・進行に関する事項</p>

**第 5－9 号議案 規約の改正（第 27 条）**

第 7 条（権利の停止）を加えたときに、修正していなかったため、修正したい。

改正前	改正後
2 寄付金の使途については、 <u>第 14 条</u> に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。	2 寄付金の使途については、 <u>第 15 条</u> に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

**第 5－10 号議案 規約の改正（第 27 条）**

第 7 条（権利の停止）を加えたときに、修正していなかったため、修正したい。

改正前	改正後
（運営細則） 第 29 条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、 <u>第 14 条</u> に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。	（運営細則） 第 29 条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、 <u>第 15 条</u> に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。

**第 6 号議案 選挙結果****第 7 号議案 その他**

## (5) 平成24年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業

### ①各種要領と要綱

平成23年度の助成事業の審査に関して、多くの課題や問題があった。平成24年度助成事業を実施するために、今回の助成事業の課題を整理し、それぞれの課題について、どのように対応するか対処方針を決め、実施要綱、実施要領、募集要領、審査要領を修正する必要がある。

前回の理事会（第9回）では、平成23年度の助成事業の課題に対して、どのような対応をとるか運営委員会から提案した。また、提案した対応に基づいた、実施要綱、実施要領、募集要領、審査要領の修正を提案した。第9回理事会での決定事項と意見は次の通り。

#### 決定事項

- ・助成事業の課題とその対応の表の6番目の項目について、対応部分の「(1) 審査員の選定、委嘱」は、「(1) 審査員の選定、理事会で承認、委嘱」と修正する。「(4) 協議会会長が理事会へ審議依頼」は、「(4) 協議会会長が理事会へ承認依頼」と修正する。
- ・助成事業の課題とその対応の表をもとに、実施要綱、実施要領、募集要領を修正する。理事会での議論・承認等をふまえ、修正する。
- ・理事であることは、助成事業への申請を制限しないことが理事会で承認された。
- ・スケジュールについてはメール等で確認する。
- ・助成申請の審査は、審査会で行い、必要のないヒアリングは行わないことが承認された。

#### 平成24年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業の検討に関する意見

- ・「今後は、理事は申請できないようにする。」ことに対して反対。理由は、サンゴ礁保全を目的として協議会に関わっているのに、理事になったら応募できないというのはやりすぎだと思う。また、申請できない代わりに、主催・共催・協賛として申請できるようにすることも平等でない。
- ・理事が申請できないようにすると、理事が関係する団体が申請することは実質的には可能であったり、理事が少しでも関わっている団体や活動が申請できないようになるなどの心配が出てくる。
- ・理事は申請者にはなれないとしてはどうか。
- ・審査会での公平で厳格な審議を前提とし、理事が申請者となれる場合、理事は審査員を辞退するか、申請案件について判断しないこと（審査の内容について知らない状況）とすれば、審査可能。
- ・移植のガイドラインができるまでは移植に関する申請を受け付けないということに反対。
- ・助成条件をつける場合、申請者が条件を拒否したら不採択とするのではなく、申請者と事務局で一定期間の調整をした後に、採択・不採択の決定をしたほうがよい。
- ・営利活動を目的とした申請については、活動を継続していくために必要最低限という程度の収入を営利とするかどうか申請者の判断が難しい場合があると思う。
- ・「サンゴ礁保全に結びつかない申請」は、「審査会がサンゴ礁保全に結びつかないと判断した申請」と修正した方がよい。

- ・理事が助成募集要領の作成に関わっていることが平等でないということは、一回目の募集が終わり、次年度も募集があると容易に予想できるため、不公平でない。

第9回理事会の決定事項や意見を反映させた対応表と実施要綱、実施要領、募集要領、審査要領の修正を以下に示す。

### 助成事業の課題とその対応（二重線は削除、変更箇所は赤、青はコメント。）

	課題	対応
1	第8回理事会での決定事項「選定委員会を理事会とは別に設置し、選定委員会の選考結果を理事会で承認する」ことに対する認識の違いがあった。このため、理事会での承認の際に、手続きが混乱した。	審査方法は、審査会において助成対象活動に相応しいものを選定し、会長に結果報告を行い、会長から理事会へ承認依頼を行うこととする。
2	理事会メーリングリストでも議論、審議されたように、申請理事が助成金の採択についての審査会の審査および理事会での承認事項に干渉することは、他の申請者から見れば公平を欠く。また、理事会構成員は、助成募集要領等の作成にかかわっている段階で、他の申請者と平等でない。	<p>審査会での公平で厳格な審議を前提とし、理事が申請者となれる場合、理事は審査員を辞退するか、申請案件について判断しないこと（審査の内容について知らない状況）とする。</p> <p>理事が助成募集要領の作成に関わっていることが平等でないということは、一回目の募集が終わり、次年度も募集があると容易に予想できるため、不公平でない。</p>
3	審査会での審査内容の公開について。申請書類および審査結果には個人のアイデアを含めて個人情報に記載されている。これらの情報について、理事会の承認を得て公開される情報以外は、知り得た情報をむやみに公表することは、秘義務に違反する。	<p>審査会での審査内容は公開せず、審査結果のみ公開する。審査結果には次の項目を明記する。</p> <p>(1) 審査会場 (2) 審査委員 (3) 申請総数 (4) 審査結果（選定された申請）とその概要 (5) その他必要事項</p>
4	移植関連の申請について。審査結果の承認の審議の過程で、以下の意見が出された。 1. サンゴ移植に関する申請を採択しなかったことについて説明がもっと必要。 2. ガイドラインが出来るまでは、移植関係は受け付けられない旨を助成応募書類に記した方が良い。	<p><del>ガイドラインが出来るまでは、移植関係は受け付けられない旨を助成応募書類に記し、</del>協会としての移植の考え方（ガイドライン）の作成を開始する。</p>

	3. 移植の考え方は、サンゴ礁学会の保全委員会から出された理念的課題と沖縄県のマニュアル、「この2つを参考として採択の基準を作るのがよい」。	
5	助成条件を付けた場合、申請者が仮に条件を拒否したときの処理が明文化されていない。	助成条件を付けた場合、申請者が仮に条件を拒否したときの処理を必要書類に明文化する。 申請者と事務局で一定期間の調整をした後に、採択・不採択の決定をする。
6	今回の審査の一連の流れの中で、審査委員の会長からの就任委嘱があったが、委員会で委員長を選任、委員長から会長への結果報告、会長から理事会へ審議依頼という流れが望ましいと考えられる。	次の審査の一連の流れを、必要書類に明文化する。 (1) 審査員の選定、理事会で承認、委嘱 (2) 審査会は委員長を選任 (3) 審査会長が協議会会長へ結果を報告 (4) 協議会会長が理事会へ承認依頼
7	審査会が審査を行うにあたって、技術的な判断が難しい。	審査会が外部の助言等を得られるようにする。
8	助成事業の目的を大きく外れる申請や会計上大きな問題がある申請など、助成事業の対象として根本的に合致しない申請に対して、どのように判断するか曖昧になっている。	審査要領等に以下のような申請に対する判断基準（助成対象外になる）を加える。 1. 会計上大きな問題があるものや営利活動を目的とした申請 2. 審査会がサンゴ礁保全に結びつかないと判断した申請
9	ヒアリングについて	必要のないヒアリングは行わない。

実施要綱、実施要領、募集要領、審査要領については、今回の理事会で時間が足りないときは、理事会で決まった対応方針に従って、事務局や運営委員会で修正案を準備し、理事会 ML で審議いただきたい。

二重線は削除、変更箇所は赤、青はコメント。平成23年度事業で作成した要綱を修正。

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁保全活動助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」という。）は、「対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うこと」を目的として、サンゴ礁保全活動等を行う団体または個人への助成事業を実施する。

### (助成対象活動)

第2条 助成対象となる活動は、協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動となる次の内容とする。

- (1) 攪乱要因の除去活動
- (2) サンゴ礁保全に関する意識の向上・広報啓発等の活動
- (3) 調査研究・モニタリング
- (4) その他サンゴ礁の保全に関すること など（箇条書きに変更）

### (助成対象)

第3条 助成対象は、次の条件を満たす団体・個人でなければならない。

- (1) 協議会の趣旨に賛同していること。
- (2) 法令等に違反していないこと。
- (3) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (6) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ~~(7) 理事会構成員および審査員でないこと。（審査に公平性を確保するため。）~~

### (助成事業の手続き等)

第4条 助成を希望するものは、助成申請書（第1号様式）に関係書類を添付の上、協議会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- 2 手続き等については、別に定める要領等に従うものとする。

### (普及広報)

第5条 助成対象者は、助成対象活動の際及び活動の成果を公表する際には、協議会からの助成を受けた活動である旨の普及広報に努めるものとする。

- 2 活動実施後、協議会活動交流会等において、活動報告を行うこと。

### (助成事業の窓口)

第6条 協議会は、助成事業の事務を円滑に行うために助成事業業務の全部または一部を、外部の第三者に委託することができるものとし、その実務は次のとおりとする。

- (1) 協議会名義の口座（助成事業分）の通帳等の管理
- (2) 本助成事業の出納管理等の会計事務
- (3) 本助成事業にかかる外部からの問い合わせへの対応
- (4) 本助成事業業務に関する申請受付、~~審査委員会~~審査会（委員会と区別するため）の開催等に係る事務、実績報告等の取りまとめ
- (5) その他、本助成事業の実施に関する業務

（~~審査委員会~~審査会）

第7条 協議会は、助成対象活動の公平な決定を行うために、~~審査委員会~~審査会を設置することとし、その構成員は、理事会で承認するものとする。

- 2 ~~審査会~~の構成は、~~審査会長及び審査員~~とし、~~審査会長は理事の中から会長が任命するものとする。~~（~~審査会長を設置。~~）
- 3 ~~審査委員会~~審査会は、第4条により提出された助成申請書等について審査（必要に応じて申請者に対しヒアリング）を行い、助成対象活動として相応しいものを選定する。
- 4 ~~審査会~~で技術的な判断が困難な場合は、外部の有識者にヒアリングできるものとする。その際には、申請内容の取り扱いに十分注意する。（~~技術的な審査を行うため。~~）

（助成対象の決定等）

第8条 理事会は、~~審査委員会~~審査会からの審査結果をもとに助成の可否を判断するとともに承認し（~~審査に公平性を確保するため。~~）、その結果を助成審査結果通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 ~~助成対象の決定については、前条の規定にかかわらず、理事会が助成対象活動を選定することも可能とする。~~（別に、主催・共催・協賛・後援規定を定める。）前項による助成審査結果通知を受けた後、この助成金の申請を取り下げようとするときには、この通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を提出しなければならない。（助成の条件等が付された場合、申請者が事業を実施できないと判断し、申請を取り下げられるように。）

（助成金の交付）

第9条 助成金の交付は、別に定める要領等に従うものとする。

（活動費等の変更）

第10条 助成対象活動について変更が生じた場合は、速やかに会長に助成活動変更承認申請書（第3号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。但し、会長が軽微な変更であると判断した場合は、この手続きを省略することができる。

- 2 助成対象活動の活動費総額等の変更を承認する場合は、その旨を、助成対象活動変更承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

（助成対象活動の実施確認）

第11条 協議会は、必要に応じて、助成対象活動が申請書の記載内容に基づき適正に実施されているか否か、現地調査等により確認する。

(実績報告)

第12条 第9条の規定に基づき助成金の交付を受けた者は、活動完了後、助成活動実績報告書(第5号様式)に関係書類を添付のうえ、提出しなくてはならない。

2 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成金額の確定)

第13条 助成活動実績報告書の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金額確定通知書(第6号様式)により助成対象者に通知する。

2 前項において、報告に係る助成対象活動の結果が活動費の減額等により、既に交付した助成金の一部返還等が必要と認められるときは、助成金一部返還請求書(第7号様式)により、助成金の返還を命じることができる。

3 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成の取り消し等)

第14条 助成の取り消し等については、別に定める要領等に従うものとする。

(帳簿等の整備)

第15条 助成金の交付を受けた者は、助成金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を助成活動が完了した日に属する会計年度の終了後~~3年間~~5年間保存しなければならない。(法人税法上は、原則として7年間、商法上は、帳簿と重要書類は10年間保存が必要。協議会は任意団体なので関係ないと思いますが・・・。)

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月25日から施行する。

二重線は削除、変更箇所は赤、青はコメント。平成23年度事業で作成した要綱を修正。

## 平成24年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」実施要領 (平成23年度助成は平成24年度末までつづくため、今後課題が出てくるかもしれません。)

### 1. 目的

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進することを目的とします。

### 2. 申請関係書類の取り扱い

本助成事業の申請のために提出した書類については、~~審査委員会~~審査会内部での取り扱いとし、本人の許可を得ることなく、公開或いは他の業務に利用することはありません。(守秘義務と個人情報等の扱いに対してどこかに明記する必要があるとの意見があった。)

### 3. 支援対象経費の内容

・本助成に係る対象経費は、**非営利**な活動内容に密接に関わるものであり、団体等の運営に係る人件費や飲食、菓子代などは対象外とします。

例) 消耗品、機器賃借料、燃料費、保険料、講師謝礼金、旅費、会場使用料、駐車・高速料金、通信運搬費、印刷費、備品など。

### 4. 事業実施

(1) 事業の実施は、助成審査結果通知書(第2号様式)が届いてから開始すること。

(2) 助成に際しては、金額や内容等に条件を付す場合がある。その際、提示された条件で**事業実施が困難な場合は、辞退することができる。**(条件付きの助成が決定した場合は、申請者が条件をうけるかどうか分からないため。)

(3) 活動の際及び活動の成果を公表する際には協議会の助成をうけたことを明記すること。

(4) 活動内容の変更等については、前もって協議会の承認を受けること。

### 5. 実績報告等

(1) 活動終了時には、実績報告書(第5号様式)を提出すること。

(2) 実績報告書には、領収書等の関係書類を添付すること。

(3) 上記の提出期日は、~~平成25年5月31日まで~~事業終了後2ヶ月以内。

(4) 助成を受けた団体については、次回総会終了後に行われる活動交流会等において、活動報告を行うこと。

### 6. 助成金の確定

助成活動実績報告書(第5号様式)の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(第6号様式)により助成対象者に通知します。

### 7. 助成金の交付

(1) 助成が確定した段階で、助成額の半額を上限に(十分か?)、請求に基づき概算払いをする

ことができます。事業の実施上全額が必要な場合は、事務局にご相談下さい。

(2)精算は、事業実施報告書提出後の審査の後に、残額を精算払いします。

## 平成24年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」募集要領

## 1 背景及び目的

平成23年2月、サウジアラムコが日本政府と合意し沖縄県うるま市の沖縄石油基地のタンクを借り受けて開始した原油貯蔵事業で沖縄との関係が深まったことを契機に、県のサンゴ礁の保全再生を支援するため寄付（サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金）を行うことになりました。

寄付金については、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会で受入れ、県内でサンゴ礁保全活動を行っている団体への助成など、サンゴ礁保全のために活用させていただくことになりました。

これにより、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、「対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進すること」を目的として、サンゴ礁保全活動等を行う団体への助成事業を実施します。

## 2 助成対象の活動内容

助成対象となる活動は、本協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動となる下記のような内容とします。

例) 攪乱要因の除去活動、サンゴ礁保全に関する意識の向上・広報啓発等の活動、調査研究・モニタリング、その他サンゴ礁の保全に関することなど

※サンゴ移植については、別添の審査基準を参考としてください。

~~※サンゴ移植については、協議会が定めるサンゴ移植ガイドラインが作成されるまで、申請を受け付けません。(移植に関するものは、協議会としての移植の考え方を考慮する。)~~

## 3 支援対象経費の内容

- ・非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わるもの
- ・団体等の運営に係る人件費、飲食・菓子代などは不可。

## 4 応募資格

- (1) 本協議会の会員であること
- (2) 本協議会の趣旨に賛同している者であること
- (3) 法令等に違反していないこと
- (4) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (7) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

~~(8) 理事会構成員および審査員でないこと。(審査に公平性を確保するため。)~~

## 5 予算及び採択団体または個人

- ・平成23年度平成24年度予算総額 ~~300万円~~410万円（23年度の残り分を加えた。）
- ・5～10団体への助成を予定
- ・平成23年度平成24年度予算総額から採択団体に分配

## 6 事業実施期間

決定の日から~~平成25年3月末日まで~~1年間（年度で区切らない方がよいのではないのでしょうか？）

## 7 応募方法

## (1) 提出書類

## ① 必須書類

- ・助成申請書（第1号様式）
- ・事業計画書（様式は任意。内容は事業内容、スケジュール、積算の内訳、予算（収入）に関する事など）
- ・団体の概要が分かる資料（様式は任意）

## ② 任意書類

- 定款（会則等）の写し
- 活動実績（事業報告書や特徴的な活動の実績報告書）
- その他（事業計画書の補足など）

## (2) 問い合わせ及び提出先

〒901-2111 沖縄県浦添市経塚720

一般財団法人 沖縄県環境科学センター 環境科学部~~（長田・山川）~~

Mail : [coralreef@okikanka.or.jp](mailto:coralreef@okikanka.or.jp) TEL : 098-875-5208

## (3) 提出方法

- ・応募申請書に必要事項を記載し、添付資料を加え、郵送又は直接持参又は
- ・E-Mailによりファイルを添付（ファイルの形式はpdfファイルに限る）

## (4) 提出期限

平成24年\*\*月\*\*日必着

## 8 提案事業の決定について

## (1) 選考方法

- ・書類審査
- ・~~審査委員会審査会~~により審査を行い、~~優先順位を付け~~その結果に基づき、協議会の理事会において、その可否を決定します。

## (2) 審査基準

- ・協議会の趣旨や基本理念に沿った内容か、活動内容（実現性、斬新さ、計画の妥当性、継続性、効果、緊急度）、活動内容と費用の妥当性、これまでの活動実績などを総合的に審査します。

## 9 その他

- (1) 実施方法、実績報告書、採択条件など詳細については、別途定める要領によるものとし

ます。

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁保全活動助成事業の審査要領

事業名：「平成24~~3~~年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」

### 1. 審査の基本的な考え方

- (1) 配点は、A（より優れている）、B（優れている）、C（劣っている）の3段階で評価する。
- (2) 各審査員において、助成対象活動として相応しいものを選定する。~~優先順位をつける。~~
- (3) 審査委員全員が集まり、各審査員が評価した審査結果をもとに、最終的に、~~審査会として、~~助成対象活動に相応しいものを選定する。~~優先順位を決定する。~~

### 2. 各項目の審査の基準

#### (1) 協議会の趣旨や基本理念について

- ① サンゴ礁を取り巻く自然・文化・社会・経済の特性や多様な価値観を十分理解したうえで、総合的なサンゴ礁保全の推進、多様な主体の連携、地域のサンゴ礁保全への支援など、協議会の趣旨、理念に沿っているか。
- ② 審査会がサンゴ礁保全に結びつかないと判断した申請は認めない。

#### (2) 活動内容について

- ① 提案内容の実現性
- ② 技術的な面などから、事業を行うことができるか。
- ③ 予算的（特に収入）な面から、事業の執行が可能か。など

#### (3) 提案内容の斬新性

- ① 従来のサンゴ礁保全活動についての議論を踏まえ、合理的かつ新しい取り組みとなっているか。など

#### (4) 計画の妥当性

- ① 期間内に事業を行うことあるいは実効を伴った段階に進めることができるか。
- ② 全体計画の工程等について、実施手順や手法に具体性があるか。など

#### (5) 活動の継続性

- ① 次年度以降も持続的な活動が可能であり、また、発展性があるか。など

#### (6) サンゴ礁保全に対する効果

- ① この事業を行うことによって、どのような効果がえられるか。など

#### (7) 緊急度

- ① この事業の実施の有無で、サンゴ礁へ深刻な影響を与える可能性があるか。など

## (8)これまでの活動実績

- ①過去に行ったサンゴ礁保全活動の内容が適切なものであったか
- ②過去の実績がない（この助成事業を契機として、今後、サンゴ礁保全活動にとりくむなど）場合は、C（劣っている）と評価する。など（初めて取り組む人・団体は後回しになりかねない？）

## (9)活動内容と予算の妥当性

- ①予算の内容が、申請を行う活動の内容に密接に関わっているか。
- ②事業の実行のための収入の確保の確実性
- ③予算の項目が細かく整理されているか。
- ④会計上大きな問題があるものや営利活動を目的とした申請は認めない。など

## ②平成 24 年度助成事業スケジュール

助成金の募集スケジュールは、移植 WG の議論をふまえて、審査基準が作成できる期間と、総会の際に助成の募集のお知らせができないかなと思い、〆切を 6 月末としました。また、昨年度助成の実施期間は平成 24 年度末までですが、今年度の助成の実施期間も、決定の日から 1 年間としました。

助成に関するスケジュール（案）

6 月 1 日：募集開始

6 月 30 日：募集〆切

7 月：審査会

8 月：選定結果発表、事業実施期間は決定の日から 1 年間

10 月：伝達式

## ③審査会メンバー

審査員候補は次の分野から選出する。

- ・ 専門家
- ・ 行政関係
- ・ 広く県内現場情報を把握している人

審査員候補（理事）

- ・ 鹿熊信一郎
- ・ 西平守孝
- ・ 小口陽介（環境省那覇自然環境事務所）
- ・ 富永千尋（沖縄県文化環境部自然保護課）
- ・ 権田雅之（WWF ジャパン）
- ・ 案納昭則（NPO 法人沖縄県ダイビング安全対策協議会）
- ・ 平井和也（特定非営利活動法人 沖縄エコツーリズム推進協議会）

審査員候補（理事以外）

・

謝金を支払うか？金額は？